

公 示

「令和3年度青写真焼付等作業の単価契約」に係る 見積参加希望者の公募について

標記について、見積参加希望者は、下記の要領により参加申込書を提出されたく公募します。

ただし、記2の条件を満たしたとしても欠格要件のある場合は選定されないことがありますので、その旨ご了承ください。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

令和3年3月16日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
九州新幹線建設局長 綿貫 正明

記

1 作業の概要

- (1) 発注番号・件名
九建契第210315001号
令和3年度青写真焼付等作業の単価契約
- (2) 品名・種別・規格・発注予定数量
別紙発注予定数量内訳書のとおり
- (3) 成果品の納入箇所
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局

2 参加資格に関する事項

見積参加者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)九州新幹線建設局における平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格において「4 役務提供等 ⑦写真・青写真焼付」の資格を有すると認定された者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者については、手続開始の決定後、機構九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。なお、平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）を有効期間とする国の各省各庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）入札の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）において「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の資格を有している者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。

- (3) 見積参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、機構九州新幹線建設局長又は国の各機関から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 見積に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

3 見積参加申込に係る事項

(1) 応募方法

見積参加申込書の提出をもって応募とみなす。

(2) 発注予定数量内訳書等の交付

ア 交付期間

令和3年3月16日（火）から令和3年3月23日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く、10時から16時まで（12時から13時までの間を除く。）。)

イ 交付場所（問合せ先）

〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 契約課
電話 092-283-9604 F A X 092-283-9624
電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp

ウ 交付方法

機構ホームページからダウンロードすること。URL：<https://www.jr-tt.go.jp/>
ただし、発注予定数量内訳書及び仕様書等をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、上記(1)へ電子メールにて、会社名・担当者名・電話番号・電子メールアドレスを記載のうえ問い合わせをすること。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、上記(2)イへ連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 見積参加申込書の提出方法

見積参加申込書は、下記の受付期間内に下記の受付場所に持参すること。

(4) 受付期間及び受付場所等

ア 受付期間

令和3年3月16日（火）から令和3年3月23日（火）までの休日を除く10時から16時まで（12時から13時までの間を除く。)

イ 受付場所

上記 3 (2)イに同じ

ウ 提出書類

(ア) 見積参加申込書

(イ) 資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格により見積参加申込書を提出する場合に限る。）

4 見積参加者の決定方法

(1) 機構九州新幹線建設局長が参加要件を満たすと認めた者を見積参加者として決定する。

(2) 見積参加者として決定した者に対しては、見積通知書を送付する。

5 本公示等に対する質問及び回答

(1) 本公示等に対する質問がある場合は、以下により提出すること。

ア 提出期間 令和 3 年 3 月 16 日（火）から令和 3 年 3 月 19 日（金）までの休日を除く毎日、10 時から 16 時（12 時から 13 時までの間を除く。）まで。

イ 提出場所 上記 3 (2)イに同じ。

ウ 提出方法 質問内容を記載した書面（表紙に会社名、代表者印、担当者氏名及びメールアドレス等の連絡先を記載すること。様式は自由。）を持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおり回答するとともに、全ての質問に対する回答書を閲覧に供する。

ア 回答方法 発注予定数量内訳書等を受け取った全ての者に対して、令和 3 年 3 月 23 日（火）までに電子メールにて回答する。

イ 閲覧期間等 令和 3 年 3 月 23 日（火）から令和 3 年 3 月 30 日（火）までの毎日、10 時から 16 時（12 時から 13 時までの間を除く。）までの期間とし、上記 3 (2)イの場所で閲覧に供する。

6 契約に係る情報提供の協力依頼について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、そ

の名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名

イ 機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）